

別紙3

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の改正案

現 行	改 正 案
<p>別表第一 老人医科診療報酬点数表 [目次] 第1章 一般的医療に係る老人基本診療料 第2部 老人入院料等 1～20 (略) 21 <u>診療所療養型病床群療養環境加算</u> 22～28 (略)</p> <p>第1章 一般的医療に係る老人基本診療料 第2部 老人入院料等 通則 (略) 第1節 老人入院基本料 1～7 (略) 8 老人病棟老人入院基本料（1日につき） イ～ホ (略)</p> <p>注1 病院の老人病棟（主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として<u>医療法第21条第1項ただし書</u>の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟その他の病棟をいう。）であって、看護配置、看護婦比率</p>	<p>別表第一 老人医科診療報酬点数表 [目次] 第1章 一般的医療に係る老人基本診療料 第2部 老人入院料等 1～20 (略) 21 <u>診療所療養型病床群療養環境加算</u> 22～28 (略)</p> <p>第1章 一般的医療に係る老人基本診療料 第2部 老人入院料等 通則 (略) 第1節 老人入院基本料 1～7 (略) 8 老人病棟老人入院基本料（1日につき） イ～ホ (略)</p> <p>注1 病院の老人病棟（主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として<u>医療法等の一部を改正する法律</u>（平成12年法律第 号）による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の</p>

その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が都道府県知事に届け出た病棟に入院している患者（第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下（略）

9 老人有床診療所入院基本料（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 有床診療所（療養型病床群に係るものを除く。）のうち、医科点数表の有床診療所入院基本料（以下単に「有床診療所入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下（略）

10 老人有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

老人入院基本料 835点

注1 有床診療所（療養型病床群に係るものに限る。）のうち、医科点数表の有床診療所療養病床入院基本料（以下単に「有床診療所療養病床入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関の療養型病床群に係る病床に入院している患者（第3節の老人特

許可を受けた病棟その他の病棟をいう。）であって、看護配置、看護婦比率その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が都道府県知事に届け出た病棟に入院している患者（第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下（略）

9 老人有床診療所入院基本料（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）のうち、医科点数表の有床診療所入院基本料（以下単に「有床診療所入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下（略）

10 老人有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）

老人入院基本料 835点

注1 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）のうち、医科点数表の有床診療所療養病床入院基本料（以下単に「有床診療所療養病床入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関の療養病床に入院している患者（第3節の老人特定入院料を算定する

定入院料を算定する患者を除く。)について当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 注1に規定する有床診療所以外の療養型病床群を有する有床診療所については、当分の間、有床診療所療養病床入院基本料の注2に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った有床診療所に入院している患者(第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。)について、老人特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

老人特別入院基本料 730点

3～5 (略)
6 当該診療所においては、第2節の老人入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ホ (略)

ヘ 診療所療養型病床群療養環境加算

ト (略)

第2節 老人入院基本料加算

1～20 (略)

21 診療所療養型病床群療養環境加算(1日につき)

イ 診療所療養型病床群療養環境加算1 90点

ロ 診療所療養型病床群療養環境加算2 40点

22以下 (略)

第2章 一般医療に係る老人特掲診療料

第7部 リハビリテーション

1～5 (略)

患者を除く。)について当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、有床診療所療養病床入院基本料の注2に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った有床診療所に入院している患者(第3節の老人特定入院料を算定する患者を除く。)について、老人特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

老人特別入院基本料 730点

3～5 (略)
6 当該診療所においては、第2節の老人入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～ホ (略)

ヘ 診療所療養病床療養環境加算

ト (略)

第2節 老人入院基本料加算

1～20 (略)

21 診療所療養病床療養環境加算(1日につき)

イ 診療所療養病床療養環境加算1 90点

ロ 診療所療養病床療養環境加算2 40点

22以下 (略)

第2章 一般医療に係る老人特掲診療料

第7部 リハビリテーション

1～5 (略)

6 入院生活リハビリテーション管理指導料（1週間につき）
300点

注1 療養病棟若しくは老人病棟（第1章第2部第1節に規定する老人療養病棟入院基本料及び老人病棟老人入院基本料の算定に係る老人特別入院基本料を算定すべき基準に適合するものとして届出を行った病棟を除く。以下の表において同じ。）又は有床診療所（療養型病床群に係るものに限る。）に入院している患者に対して、理学療法士、作業療法士等が、当該患者の入院している病棟又は病室において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導（以下「入院生活リハビリテーション管理指導」という。）を週1回以上行った場合（入院生活リハビリテーション管理指導料を算定すべき入院生活リハビリテーション管理指導を行った月において老人理学療法料若しくは老人早期理学療法料又は老人作業療法料を算定した場合に限る。）は、入院の日から起算して6月までの間において、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度として算定する。

注2 （略）

7 入院生活リハビリテーション料（1週間につき） 170点
注 療養病棟若しくは老人病棟又は療養型病床群を有する有床診療所に入院している寝たきり老人等に対して、週3回以上の入浴を行うとともに、入浴に伴う衣服の着脱、浴場又は便所までの移動、排せつその他必要な日常動作の訓練を行った場合に限り算定する。

6 入院生活リハビリテーション管理指導料（1週間につき）
300点

注1 療養病棟若しくは老人病棟（第1章第2部第1節に規定する老人療養病棟入院基本料及び老人病棟老人入院基本料の算定に係る老人特別入院基本料を算定すべき基準に適合するものとして届出を行った病棟を除く。以下の表において同じ。）又は有床診療所（療養病床に係るものに限る。）に入院している患者に対して、理学療法士、作業療法士等が、当該患者の入院している病棟又は病室において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るために日常動作の訓練及び指導（以下「入院生活リハビリテーション管理指導」という。）を週1回以上行った場合（入院生活リハビリテーション管理指導料を算定すべき入院生活リハビリテーション管理指導を行った月において老人理学療法料若しくは老人早期理学療法料又は老人作業療法料を算定した場合に限る。）は、入院の日から起算して6月までの間において、患者1人につき週1回に限り、月4回を限度として算定する。

注2 （略）

7 入院生活リハビリテーション料（1週間につき） 170点
注 療養病棟若しくは老人病棟又は療養病床を有する有床診療所に入院している寝たきり老人等に対して、週3回以上の入浴を行うとともに、入浴に伴う衣服の着脱、浴場又は便所までの移動、排せつその他必要な日常動作の訓練を行った場合に限り算定する。

別表第二

老人歯科診療報酬点数表

第1章 老人特掲診療料

1・2 (略)

3 老人病棟老人入院基本料（1日につき）

イ～ホ (略)

注1 病院の老人病棟（主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟その他の病棟をいう。）であって、看護配置、看護婦比率その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が都道府県知事に届け出た病棟に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下 (略)

4 老人有床診療所入院基本料（1日につき）

イ・ロ (略)

注1 有床診療所（療養型病床群に係るものを除く。）のうち、歯科点数表の有床診療所入院基本料（以下単に「有床診療所入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下 (略)

別表第二

老人歯科診療報酬点数表

第1章 老人特掲診療料

1・2 (略)

3 老人病棟老人入院基本料（1日につき）

イ～ホ (略)

注1 病院の老人病棟（主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟その他の病棟をいう。）であって、看護配置、看護婦比率その他の事項につき別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が都道府県知事に届け出た病棟に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下 (略)

4 老人有床診療所入院基本料（1日につき）

イ・ロ (略)

注1 有床診療所（療養病床に係るものを除く。）のうち、歯科点数表の有床診療所入院基本料（以下単に「有床診療所入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

注2以下 (略)

5 老人有料診療所療養病床入院基本料（1日につき）	
老人入院基本料	835点
注1 有床診療所（ <u>療養型病床群</u> に係るものに限る。）のうち、歯科点数表の有床診療所療養病床入院基本料（以下単に「有床診療所療養病床入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2 注1に規定する有床診療所以外の <u>療養型病床群</u> を有する有床診療所については、当分の間、歯科点数表の有床診療所療養病床入院基本料の注2に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った有床診療所に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、老人特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。	
老人特別入院基本料	730点
3～5 （略）	
6 当該診療所においては、老人入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。	
イ～ハ （略）	
ニ <u>診療所療養型病床群療養環境加算</u>	

5 老人有料診療所療養病床入院基本料（1日につき）	
老人入院基本料	835点
注1 有床診療所（ <u>療養病床</u> に係るものに限る。）のうち、歯科点数表の有床診療所療養病床入院基本料（以下単に「有床診療所療養病床入院基本料」という。）の注1に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合するものとして届出を行った診療所である保険医療機関に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2 注1に規定する有床診療所以外の <u>療養病床</u> を有する有床診療所については、当分の間、歯科点数表の有床診療所療養病床入院基本料の注2に規定する別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った有床診療所に入院している患者（老人特定入院料を算定する患者を除く。）について、老人特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。	
老人特別入院基本料	730点
3～5 （略）	
6 当該診療所においては、老人入院基本料加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。	
イ～ハ （略）	
ニ <u>診療所療養病床療養環境加算</u>	